**作成例１３　専修学校学則作成例**

※この作成例は、専修学校の一般的な学則例のため、各学校の実情において作成すること。

○○学校学則

第１章　総　則

　（目的）

第１条　本校は、○○○○を養成（育成）することを目的とする。

　（名称）

第２条　本校は、○○○○学校という。

　（位置）

第３条　本校の位置を埼玉県○○市○○番○○に置く。

　（自己点検・評価）

第４条　本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

２　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

　（課程、学科、修業年限、定員）

第５条　本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課程名 | 学科名 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 | 昼夜の別 |
| ○○専門課程 | 　　　　　　　　科 | 年 | 名 | 名 |  |
| ○○専門課程 | 　　　　　　　　科 | 年 | 名 | 名 |  |
| 計 | 名 | 名 |  |
| ○○高等課程 | 　　　　　　　　科 | 年 | 名 | 名 |  |
| ○○高等課程 | 　　　　　　　　科 | 年 | 名 | 名 |  |
| 計 | 名 | 名 |  |

・課程名欄の「○○」には、「医療専門課程」のように分野の名称を入れること。

・昼夜の別欄には、「昼間」「夜間」「昼夜開講」の別を記載すること。

　（学年、学期）

第６条　本校の学年は、○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

２　○○課程の学期は、次のとおりとする。

　第１学期　○月○日から○月○日まで

　第２学期　○月○日から○月○日まで

　第３学期　○月○日から○月○日まで

　（休業日）

第７条　本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、特に必要があると認める場合には、

休業日を変更することができる。

　（1）　土曜日及び日曜日

　（2）　国民の祝日に関する法律に規定する日

　（3）　夏季休業　　○月○日から○月○日まで

　（4）　冬季休業　　○月○日から○月○日まで

　（5）　春季休業　　○月○日から○月○日まで

　（6）　開校記念日　○月○日

第３章　教育課程、授業時数及び教員組織

　（教育課程、授業時数）

第８条　本校の教育課程及び授業時数等は、別表１のとおりとする。

２　別表１に定める授業時数の１単位時間は50分とし、卒業までに履修させる授業時数は、○○学

科にあっては○○時間以上、○○学科にあっては○○時間以上・・・とする。

　（授業時数の単位数への換算）

第９条　本校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては

35単位時間をもって1単位とする。

２　本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあっては○○

単位時間をもって1単位、演習にあっては○○単位時間をもって1単位、及び実験、実習、実技にあ

っては○○単位時間をもって1単位とする。

（専修学校 専門課程の場合）

・講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって1単位

・実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学校が定める授業時数をもって1単位とすること

　（成績評価）

第10条　授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等

を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目につい

て評価を受けることができない。

　（他の専修学校等における授業科目の履修）

第11条　他の専修学校、大学等において別に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要

な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

　（始業及び終業）

第12条　本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課程名 | 学科名 | 昼夜別 | 始業時刻 | 終業時刻 | 曜日 |
| ○○課程 | ○○科 | 昼間 | ○○時○○分 | ○○時○○分 | 月～金 |
| ○○課程 | ○○科 | 夜間 | ○○時○○分 | ○○時○○分 | 月～金 |
| ○○課程 | ○○科 | 昼間夜間 | ○○時○○分○○時○○分 | ○○時○○分○○時○○分 | 月～金月～金 |

　（教職員組織）

第13条　本校に次の教職員を置く。

　（1）　校長　　　名

　（2）　教員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 課程 | ○○課程 | ○○課程 | 計 |
|  | 基幹教員 | 名以上 | 名以上 | 名以上 |
| （本務） |  |  |  |
| （兼務） |  |  |  |
| 　教員（兼務） |  |  |  |
| 　講師 |  |  |  |
| 　助手 |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

　（3）　事務職員　　名以上

　（4）　学校医　　　名

　（5）　○○　　　　名

２　校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章　入学、休学、退学、卒業

　（入学資格）

第14条　本校の入学資格は、次のとおりとする。

　○○課程は、･･･････････････････････････････････････････････････････････

　（入学時期）

第15条　本校の入学時期は、次のとおりとする。

　･･･････････････････････････････････････････････････････････････････････

　（入学手続）

第16条　本校の入学手続きは、次のとおりとする。

　（1）本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第25条に定める入学検定料及び必要書類を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

　（2）前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

　（3）本校に入学を許可された者は、入学許可の日から○日以内に第25条の入学金を添え、手続をとらなければならない。

　（転入学）

第17条　本校への転入学を希望するものがある場合は、学習の進展が同程度であり、かつやむを得ない事情があると認めた場合は、選考の上許可することができる。

　（休学、復学）

第18条　生徒が、疾病、その他やむを得ない理由によって、○日以上休学する場合は、診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

２　前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。

　（退学）

第19条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

　（進級又は課程修了の認定）

第20条　進級又は課程修了の認定は、第10条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長が行う。

　（原級留置）

第21条　前条の規定により進級又は課程修了の認定を受けることができなかった者は、その学年に留まらなければならない。この場合は、当該学年の所定授業科目を再履修しなければならない。

　（卒業）

第22条　所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めたものには、卒業証書を授与する。

　（称号の授与）

第23条　前条により、○○専門課程○○学科を修了した者には、専門士・高度専門士（○○専門課程）の称号を授与する。

・学則変更は「専門士等の手続きを行った年度の１２月末までに」条文追加の旨の変更届を提出すること

　　（附則のただし書き記載が必要。作成例１２変更条文新旧対照表を参照すること）

第5章　科目等履修生

　（科目等履修生）

第24条　本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申

請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目履修生として当該科目の履修を許

可することができる。

２　その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

第6章　賞罰

　（褒賞）

第25条　成績優秀にして他の模範となる者については、これを褒賞することができる。

　（懲戒）

第26条　校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

２　懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

３　退学は次の各号に該当する場合にこれを命ずる。

　（1）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

　（2）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

　（3）　正当な理由がなく出席できない者

　（4）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章　入学金及び授業料等

　（納付金）

第27条　本校の入学検定料、入学金、授業料及び実験実習費は、次のとおりとする。

　入学検定料　　　　　　　円

　入学金　　　　　　　　　円

　授業料　　　　　　　　　円（年額）

　実験実習費　　　　　　　円（年額）

第28条　既に納入した納付金は、返還しない。ただし、次の各号に該当する場合は、入学検定料及

び入学金を除き、この限りでない。

　（1）一般入学試験者（専願又は推薦入学試験等に類する場合は除く）のうち、３月３１日までに

入学辞退の意思表示をした場合。

　（2）････････････････････････････

２　停学を命ぜられた者も同様とする。

第29条　休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

　（除籍）

第30条　授業料その他の納付金を○ヵ月以上滞納した者は、除籍することができる。

第8章　寄宿舎等

　（寄宿舎、健康診断）

第31条　本校は、寄宿舎として○○寮を設置する。なお、寄宿舎に関する事項は別に定める。

２　学校保健安全法第13条の規定に基づき、健康診断を毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章　附帯教育事業

　（附帯教育事業）

第32条　附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科名 | 修業期間 | 授業時数 | 総定員 | 備考 |
| 科 |  |  | 名 |  |
| 科 |  |  | 名 |  |

２　別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

第10章　雑則

　（施行細則）

第33条　この学則の施行についての細則は、別に定める。

　附　　則

１　この学則は、○年４月１日より施行する。

（学則改正の場合の経過措置の記載例）

　第○条の規定にかかわらず、○年３月３１日以前に入学した者については、なお、従前の例による。

※過去の附則は、全て記載すること（学則変更のたびに、附則が追加されていく）

※過去の附則は、原則、修正不可（明らかな誤りが発見された場合は、学事課に相談すること）